

# 桑名市福祉後見サポートセンターの業務

## 1 相談支援（無料）

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族※、関係機関等からの相談をお受けします。  
※現在、親族後見をされている方等の相談もお受けします。

### ●センター職員による相談

電話や来所により、成年後見制度に関する相談をお受けします  
日 時：月曜日～金曜日（土・日・祝日及び年末年始はお休み）  
8：30～17：15

### ●司法書士による相談会（事前に予約が必要です）

日 時：毎月第1水曜日 午前9時から正午まで（1回1時間まで）  
場 所：桑名市総合福祉会館（桑名市常盤町51）  
対 象：桑名市在住で65歳以上の方とご家族  
（地域包括支援センター職員等も同席します）

## 2 広報・啓発

市民や関係機関を対象に、成年後見制度に関する研修会・出前講座を開催し、成年後見制度についての情報提供を行います。

### ●出前講座（無料）

センター職員が、訪問して成年後見制度について、ご説明します  
対 象：桑名市内にお住まいの5名以上のグループ

## 3 市民後見人の養成・支援

成年後見制度の新たな担い手としての「市民後見人」を養成し、その活動を支援します。  
※市民後見人とは…専門職、親族以外の市民による後見人のことです。

## 4 法人後見の受任

家庭裁判所の決定に基づき、桑名市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、後見活動を行います。

# 成年後見制度

についてお気軽にご相談ください！

家族や自分が  
**認知症**に…

例えば  
こんな時…

**障がい**を持つ  
子どもの将来が心配

認知症  
や障がいにより判断能力が低下しても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるように、成年後見制度に関する相談支援や情報提供を行っています。

〒511-0062 桑名市常盤町51（桑名市総合福祉会館内）

桑名市社会福祉協議会

☎ 0594-22-8218 FAX 0594-23-5079

月曜日～金曜日 8：30～17：15（土・日・祝日及び年末年始はお休み）

E-mail: chiiki@kuwana-shakyo.com



# 成年後見制度と任意後見制度について

## 判断能力の状況

判断能力あり

不十分

著しく不十分

判断能力に欠ける

## 利用できる制度

1

- 福祉サービスや施設入所の契約の仕方がわからない
- 認知症の父の不動産を売却したい。



- 財産管理  
不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結等
- 身上監護  
施設入所契約、医療契約、介護契約等

本人を保護するために、成年後見人等に与えられる法的な権限

### 同意権・取消権

保佐人等の同意なしに行った法律行為を、取消（無効）にする権限

### 代理権

本人に代わって（代理行為をして）法律行為を行う権限

補助

保佐

後見

成年後見人等が選任され、本人を法的に支援します。



成年後見人等には、本人の親族以外にも、弁護士・司法書士・社会福祉士といった法律・福祉の専門家や、福祉関係の法人や、養成講座を修了した市民後見人が選ばれることもあります。

2

- 将来、自分の判断能力が低下したときに備えたい



- 一人暮らしの老後を安心して過ごしたい。
- 高齢者施設などの入所のための契約や、入所費用の支払いを代わりにしてもらいたい。

任意後見監督人が選任されることにより、任意後見が開始されます。

任意後見制度締結

任意後見開始

実際に利用するにはどうすればいいの？

利用するための手続きや申し立てに関するご相談は、福祉後見サポートセンターまでご連絡ください！

## 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助するもの（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えます。本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようにする制度です。

## 任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など、身上に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容を決めておく制度です。

## 成年後見人等ができないこと

買い物・通院同行、介護や食事の世話、身元引受人や保証人、医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続き等。